

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令・労働省令第一号）

改正案	現行
（事業免許の審査） 第九条 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、法第二十九条の規定による事業免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 一～四 （略） 五 金庫の事業に関する十分な知識及び経験を有する役員、会計監査人又は職員の確保の状況、申請金庫の経営管理に係る体制等に照らし、申請金庫が金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。 六 金庫の事業の内容及び方法が預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。 （金庫等が保有する議決権に含めない議決権） 第十四条 法第三十二条第六項（法第五十八条の四第八項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第三項並びに第四十五条第十五項、第四十七条第五項、第四十九条第三項、第五十条の二第四項及び第八十三条第四項において準用する場合	（事業免許の審査） 第九条 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、法第二十九条の規定による事業免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 一～四 （略） 五 金庫の事業に関する十分な知識及び経験を有する役員又は職員の確保の状況、申請金庫の経営管理に係る体制等に照らし、申請金庫が金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。 （新設） （金庫等が保有する議決権に含めない議決権） 第十四条 法第三十二条第六項（法第五十八条の四第八項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第三項、第四十五条第十一項、第四十七条第五項、第四十九条第三項及び第八十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ

を含む。次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十条第五項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第一百二条並びに第一百五条を除き、以下同じ。）とする。

一（略）

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任さ

。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第一百二条並びに第一百五条を除き、以下同じ。）とする。

一（略）

（新設）

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合を除く。）

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任さ

れた者を除く。以下この号において「非業務執行組員」という。
。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分
（非業務執行組員が議決権を行使することができる場合及び議
決権の行使について非業務執行組員が業務の執行を委任された
者に指図を行うことができる場合を除く。）

五 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官及び厚生労働大臣
等の承認を受けたもの

2
（略）

3 金庫は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請
書に理由書を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなけ
ればならない。

4
（略）

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条 （略）

2 4
（略）

5 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二
号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる
もの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該
各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められ
た業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

れた者を除く。以下この号において「非業務執行組員」という。
。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分
（非業務執行組員が議決権を行使することができる場合、議決
権の行使について非業務執行組員が業務の執行を委任された者
に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有する
こととなつた日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場
合を除く。）

四 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官及び厚生労働大臣
等の承認を受けた株式又は持分

2
（略）

3 金庫は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請
書に理由書を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなけ
ればならない。

4
（略）

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条 （略）

2 4
（略）

5 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二
号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる
もの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該
各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められ
た業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一〇十七 (略)

十八 主として子会社対象会社（法第五十八条の三第一項又は法第五十八条の五第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二〇三十九 (略)

6 法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業

一〇十七 (略)

十八 主として子会社対象会社（法第五十八条の三第一項又は法第五十八条の五第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び次項において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二〇三十九 (略)

6 法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

(削る)

四 (略)

(削る)

イ・ロ (略)

(新設)

二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

四 (略)

五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一

(削る)	項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社
(削る)	六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
(削る)	七 会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
(削る)	八 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社
(削る)	九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社
(削る)	十 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社
(削る)	十一 合理的な経営改善のための計画（法第八十九条の四に規定する金庫等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」

7

法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を

という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

（新設）

受けている会社

三 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社

八 合理的な経営改善のための計画（法第八十九条の四に規定する金庫等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」と

いう。)が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置(当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。)

法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 金庫又はその子会社が前項第八号に規定する会社の議決権を同号ロの規定による措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 民事再生法第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規

(新設)

定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ 会社更生法第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 前号イからハまでのいずれかに該当すること

9 第六項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、同項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫又はその子会社により同条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号」とあるのは、「法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二」と読み

7 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該金庫又はその子会社により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するものとする。

（新設）

替えるものとする。

11| 第七項及び前項の規定にかかわらず、金庫又はその特定子会社（
（新設）

第十三項に規定する会社をいう。以下この項、次項及び第五十条の二第二項において同じ。）以外の子会社がその取得した第七項に規定する会社又は前項の規定により読み替えて準用する第九項の内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するもの（以下この項、次項、第四十八条第一項第九号及び第五十条の二第三項において「事業再生会社」という。）の議決権をその取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）及び事業再生会社の議決権については、その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又

はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 五年

二 中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権 三年

12 第六項から第十項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は事業再生会社の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第七項第五号及び第六号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第四十八条第一項第九号及び第五十条の二第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の

8 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第四十八条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号、第五十八條の四第七項、第五十八條の五第一項第七号又は第五十八條の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の

二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13| (略)

14| 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。
ただし、当該持株会社が第四項各号に規定する業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該金庫、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十八条の三第一項第一号、第二号若しくは第二号の二又は第五十八条の五第一項第一号の二、第六号から第七号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の五第一項第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに

六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数にいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

9| (略)

10| 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。
ただし、当該持株会社が第四項各号に規定する業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該金庫、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十八条の三第一項第一号若しくは第二号又は第五十八条の五第一項第一号の二、第六号若しくは第七号に規定する会社を子会社とする持株会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の五第一項第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並び

附帯する業務並びに第四項各号（労働金庫にあつては、第二十三号を除く。）及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）。

二七七（略）

15] 法第三十二条第六項の規定は、第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項に規定する議決権について準用する。

（法第五十八条の三第一項の規定等が適用されないこととなる事由）
第四十六条 法第五十八条の三第二項本文（法第五十八条の五第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一七七（略）

八 労働金庫の子会社である法第五十八条の三第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による子会社対象会社（同項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の会社の株式又は持分の取得

九 労働金庫連合会の子会社である法第五十八条の五第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社による子会社対象会社（同項に規定する子会社対象会社をいう。）以外の会社の株式又は持分の取得

に第四項各号（労働金庫にあつては、第二十三号を除く。）及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）。

二七七（略）

11] 法第三十二条第六項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

（法第五十八条の三第一項の規定等が適用されないこととなる事由）
第四十六条 法第五十八条の三第二項（法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一七七（略）

（新設）

（新設）

2| 法第五十八条の三第二項ただし書（法第五十八条の五第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、前項第八号又は第九号に掲げる事由とする。

3| 法第五十八条の三第四項（法第五十八条の五第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、第一項第一号から第七号までに掲げる事由とする。

（法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第四十八条 法第五十八条の四第二項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 （略）

九 第四十五条第十一項の規定による事業再生会社又は同条第十二項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

（削る）

十一 （略）

（新設）

2| 法第五十八条の三第四項（法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

（法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第四十八条 法第五十八条の四第二項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 （略）

九 第四十五条第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十一 元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式又は持分の取得

十一 （略）

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

3 (略)

(特例対象会社)

第五十条の二 法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の決定に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号の規定により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）であつて、当該金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号の規定により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員となる株式会社に当該金庫又はその子会社が出資しているもの

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

3 (略)

(新設)

の

2| 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、処分基準日の翌日からは当該特例事業再生会社は、法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3| 法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社は、事業再生会社又は新規事業分野開拓会社等の子法人等及び関連法人等（令第五條の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社である事業再生会社若しくは新規事業分野開拓会社等以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 | 法第三十二条第六項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

(資産の評価)

第五十六条 (略)

2 5 (略)

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 (略)

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。）を除く。）

三 (略)

(合併の認可の申請等)

第六十九条 (略)

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫の事業に関する十分な

(資産の評価)

第五十六条 (略)

2 5 (略)

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 (略)

二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第五条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。）を除く。）

三 (略)

(合併の認可の申請等)

第六十九条 (略)

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が、その業務を的確、

知識及び経験を有する役員、会計監査人又は職員の確保の状況、当該申請をした金庫の経営管理に係る体制等に照らし、当該金庫が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

(預金者等に対する情報の提供)

第八十六条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 一六 (略)

二 二四 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百十四条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 会計監査人の氏名又は名称

ニ・ホ (略)

二 二四 (略)

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

公正かつ効率的に遂行することができること。

(預金者等に対する情報の提供)

第八十六条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)(に)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 一六 (略)

二 二四 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百十四条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

二 二四 (略)

五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1)・(2) (略)

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(4) (略)

ハ・チ (略)

六・七 (略)

2 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事務所は、金庫の無人の事務所とする。

（労働金庫代理業の許可の審査）

第二百二十五条 金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長及び厚生労働大臣（以下「金融庁長官等及び厚生労働大臣」という。）は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一～三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ～ハ (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1)・(2) (略)

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)が(2)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(4) (略)

ハ・チ (略)

六・七 (略)

2 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事務所は、金庫（代理店を含む。）の無人の事務所とする。

（労働金庫代理業の許可の審査）

第二百二十五条 金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長及び厚生労働大臣（以下「金融庁長官等及び厚生労働大臣」という。）は、法第八十九条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一～三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ～ハ (略)

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた

日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)～(10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、若しくは会計監査人又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)～(10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

た役員

- (4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6)・(7) (略)

- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(9) (略)

- (10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

- (4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6)・(7) (略)

- (8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事

(9) (略)

- (10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ (略) 五〇七 (略) (紛争解決委員の利害関係等) 第百五十二条の二の七 (略) 2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。 一 (略) 二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格 三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格 3 (略)	チ (略) 五〇七 (略) (紛争解決委員の利害関係等) 第百五十二条の二の七 (略) 2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。 一 (略) 二 財団法人日本産業協会(大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。)が付与する消費生活アドバイザーの資格 三 財団法人日本消費者協会(昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。)が付与する消費生活コンサルタントの資格 3 (略)
---	---